

慶弔施設(葬儀場・結婚式場)の防疫管理方策等 ～(中央災難安全対策本部)～

12日、中央災難安全対策本部は、政府ソウル庁舎中央災難安全状況室において各中央省庁及び17の広域自治体とともに、慶弔施設(葬儀場・結婚式場)の防疫管理に関する方策等について話し合いました。

以下は、保健福祉部の報道資料の該当部分の仮訳です。

1. 葬儀場の防疫管理強化方策

□中央災難安全対策本部は、保健福祉部中央事故収拾本部(本部長:朴凌厚(パク・ヌン)長官)から、葬儀場の利用者に対する「葬儀場の防疫管理の強化に関する方策」について報告を受けた。

○これまで、政府はコロナ19予防のために「葬儀管理指針」及び「社会的距離の確保 第1段階(生活防疫)指針」を施行し、分かりやすいポスターの作成・配布等を通じて、それらの指針の履行について案内及び点検を実施してきた。

- 葬儀場の利用者が増加すると予想される秋夕(チュソク)に備えて防疫管理の強化に関する方策を作成し、管理を徹底しようとしている。

□葬儀場の防疫管理の強化に関する方策の具体的な内容は下記のとおりである。

○まず、事前説明義務制を導入し、葬儀場の責任者が遺族と利用契約を結ぶ前にコロナ19予防のための遺族と弔問客の遵守事項と協力事項(※)を詳細に説明し、署名を受けた後、4週間保管する計画である。

※ マスク未着用者の利用制限、食事提供の簡素化、弔問の際に握手よりは黙礼、距離の確保等

○また、葬儀場の出入口に担当管理者(※)を配置し、マスク未着用者については出入りを制限するが、必要な場合はマスクを提供して出入りできるようにする。

※ マスク未着用者及び発熱などの有症状者の出入りを制限するとともに、室内でのマスク着用有無を点検

- 遺族と弔問客との距離を確保するために、焼香室の床にステッカーや案内文を表示して接触を最小限にとどめ、
- 一部の葬儀場で行っている電子出入名簿(KI-Pass)や出入口の熱画像カメラの設置など、模範事例を広め、設置を勧告する計画である。

○各地方自治体では、管轄の葬儀場に対して「社会的距離の確保 第1段階(生活防疫)指針」を忠実に履行しているかについての点検を強化するとともに、

- 随時・定期的に現場点検を行い、遵守されていない事項は直ちに現場で措置をとるようにし、また、優秀事例を発掘・共有する予定である。

※ (重点点検事項)事前説明の履行の有無、担当管理者の配置など

- (社)韓国葬儀協会も独自の点検団(※)を作り、防疫指針遵守の有無等について現場点検を推進する。

※ 市道の支部長及び中央会職員で構成し、効果的な自浄作用を期待

○さらに秋夕に向けた国民生活対策、地域メディアなどを通じて葬儀場利用時の遵守事項に関する国民への広報を強化する計画である。

□中央災難安全対策本部は、コロナ19の流行が続いている中、葬儀場での感染拡大を予防するためには、葬儀場管理者の役割だけでなく、葬儀場を利用する全国民が「社会的距離の確保」に参加することが重要であるとし、積極的な協力を要請した。

2. 結婚式場の防疫管理強化方策

□中央災難安全対策本部は、女性家族部(李貞玉(イ・ジョンオク)長官)から「結婚式場での防疫管理の強化に関する方策」についての報告を受けた。

○8月19日18時から、結婚式場ビュッフェは高危険施設に追加指定され、ビュッフェ専門飲食店と同様に、重要な防疫ルールの遵守義務が課される。

- これまで結婚式場ビュッフェに対しては「社会的距離の確保 第1段階(生活防疫)指針」に沿って防疫ルールの遵守を勧告していたが、ビュッフェ専門飲食店が6月23日から高危険施設として管理されている点などを考慮し、結婚式場のビュッフェも高危険施設に追加し、防疫管理を強化する。

○結婚式場ビュッフェの責任者と利用者が必ず守らなければならない重要な防疫ルールは、マスク着用（入場、食べ物を取るための移動）、立入者名簿の管理・作成、手指消毒剤の所持・使用等である

<ビュッフェの重要防疫ルール>

事業主・従事者のルール	利用者のルール
<ul style="list-style-type: none"> ・出入者名簿の管理(4週間保管後に廃棄) -電子出入名簿の設置 -手書き名簿備置(利用者が手記名簿を作成した場合、氏名、電話番号、身分証明書を確認) ・出入者の症状確認及び有症状者等の出入制限 ・防疫管理者の指定 ・事業主・従事者のマスク着用 ・1日1回以上従事者の症状確認及び有症状者の退勤措置(台帳の作成) ・営業前後の施設消毒(台帳の作成) ・店舗の入り口やテーブル等に手指消毒剤を備え付ける ・必要な際、ビニール手袋も備え付ける ・施設内利用者間の2m(最低1m)間隔維持 ※食べ物を取るための待機時、利用者間の間隔維持を案内 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子出入名簿の認証又は手書き出入名簿の作成 (手記名簿を作成する際、本人の氏名、電話番号を正確に記載、身分証明書を提示) ・症状確認の協力及び有症状者等の出入り禁止 ・マスク着用(入場、食べ物を取るための移動時) ・共用のトンゲ・皿・スプーンなどの使用前後に手指消毒剤又はビニール手袋を使用 ・利用者間の2m(最低1m)以上の間隔維持

○こうした防疫ルールに違反した場合、「感染症予防及び管理に関する法律」に基づき、施設事業主や利用者に罰金(300万ウォン以下)が賦課され、集合禁止措置を施行することができる。

○ただし、地方自治体長が、危険度が低いと判断して中危険施設に下方調整した施設や、集合制限解除が必要と認めた施設については、防疫措置を遵守する義務が解除(※)される。

- ※
- ①保健福祉部長官が定めた危険度下方要件を満たすと認めた施設、
 - ②自治体長が地域の患者の発生状況等に応じて集合制限の解除が必要と認める施設

＜buffetに対するリスク下方調整要件＞

施設名	危険要素	高危険 → 中危険への下方調整要件
buffet	密集度、群集度	- 面積当たりの利用人数の制限 ・施設面積(許可・申告面積)4㎡当たり1人、又は客の利用面積(ホール・ルームなど)1㎡当たり1人 (案内物の付着などで施設内の最大利用可能人数を表示) - テーブル間の間隔維持(最低1m)

○また、結婚式場については、電子出入名簿(KI-Pass)の設置を勧告し、結婚式場のbuffetのほか、結婚式ホールや附属レストランでは、防疫規則の遵守について案内放送を行う。

□中央災難安全対策本部は、「結婚式場における防疫指針の強化を受け、管理者と利用者の協力を要請するとともに、今後も防疫に関するウィークポイントを引き続き発見・管理し、感染拡大を遮断するために先手を打って努力していく」と述べた。

原文URL

http://www.mohw.go.kr/react/al/sal0301vw.jsp?PAR_MENU_ID=04&MENU_ID=0403&page=1&CONT_SEQ=358971